

法務総合研究所

# 研究部報告

38

諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究  
－フランス，ドイツ，英国，米国－

2008

法務総合研究所

## は し が き

この研究部報告第38号は、法務総合研究所研究部が平成18年度に行った「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究」を取りまとめて刊行するものです。

我が国においては、近年、児童を狙った性的な動機による重大犯罪が発生したことなどを契機として、性犯罪対策について国民の関心が高まっています。そこで法務省においても、平成18年度から刑事施設や保護観察所において性犯罪者処遇プログラムを実施するなど性犯罪の再発防止対策を強化しています。

今回の研究の対象とした諸国においても、性犯罪者に対し、様々な取組がなされています。もとより国によって法制度や社会的背景が異なることから、諸外国の制度を参考にすることに当たっては、それぞれの国について、当該制度が導入された経緯や社会的背景事情、当該制度の法的位置付け、実際の運用状況等の調査を慎重に行うことが必要です。そこで、本報告においては、諸国の性犯罪に対する法制度とその動向を概観することや性犯罪対策を紹介するにとどまらず、上記の点についても調査し、記載するよう心掛けました。本報告書が、今後の我が国における性犯罪対策を検討する上での一助となれば幸いです。

おわりに、本研究の実施に当たって多大な御協力をいただいた調査対象諸国の関係機関及び関係者並びに在外の日本国大使館・領事館を始めとする関係機関・団体の方々に対し、心から御礼を申し上げます。

平成20年3月

法務総合研究所長

小 貫 芳 信

# 要 旨 紹 介

## 1 フランス

### (1) 性犯罪の概要

フランスの性犯罪の中心的類型は、「性的攻撃罪」である。「性的攻撃罪」は「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、これには、強姦(viol), その他性的攻撃(強制わいせつ等)及び性的ハラスメントの三つの罪種が含まれる。また、15歳未満の児童に対する強姦等については刑の加重規定が設けられている。

### (2) 性犯罪の動向

過去10年間における性的攻撃罪の認知件数は増加傾向にある。2004年の認知件数は、強姦が1万506件、その他性的攻撃及び性的ハラスメントが1万5,732件であるところ、そのうち、被害者が未成年者(18歳未満)である件数は、強姦では6,193件(58.9%)、その他性的攻撃及び性的ハラスメントでは1万598件(67.4%)と高い比率を示している。また、検挙率は強姦が78.7%、その他性的攻撃及び性的ハラスメントが77.0%である。

性犯罪の認知件数が増加している背景については、性犯罪自体が増加したというよりは、むしろ性犯罪を警察に届け出やすい環境が整備されるとともに、国民、特に女性の意識の変化が進んだことによると考えられる旨、複数の司法関係者から説明を受けた。環境整備の例としては、性犯罪に関する公訴権消滅に係る時効制度について、従前は、重罪として区分される性犯罪の時効期間は事件発生から20年間であったが、被害者が成人(満18歳)に達した時から20年間とする法改正が行われたこと等がある。

### (3) 性犯罪対策

1990年代以降、各種法制度により性犯罪の防止対策が進められているが、その中心的施策は、「社会司法追跡調査」、「司法データベース」及び「移動電子監視措置」であり、各司法関係機関及び被害者救済団体等が連携・協力して取り組んでいる。

#### ア 社会司法追跡調査

社会司法追跡調査とは、判決裁判所が、補充刑又は代替刑として、刑罰適用判事の監督下で、各種の義務等を課す制度である。転居の通知の義務付けや、未成年者と日常的に接する職業への従事を禁止すること等を内容とする「監視措置」や、就労支援等の社会復帰のための援助を内容とする「援助措置」があり、医師の下での治療を命ずる「治療命令」を伴う場合がある。追跡調査の期間は、原則として、釈放時から軽罪で10年、重罪で20年を超えてはならないとされており、刑罰適用判事、保護観察官、医師等が連携して指導・監督やその評価を行う。2004年における本調査の言渡しを受けた人員は1,063人であった。

#### イ 司法データベース

司法データベースは、一定の性犯罪を犯したことにより刑事裁判の対象となった者のD

NA, 犯歴, 居所等に関する情報を収集, 蓄積する制度である。保存期間は, 重罪及び拘禁刑10年の軽罪の場合が原則30年, その他の場合が原則20年である。主な目的は, 対象者の再犯防止と性犯罪が発生した際の捜査の遂行を容易にすること等であり, 地域住民への情報公開を予定していない。同データベースは, 司法省が集中的かつ厳格に管理しているが, 警察も捜査を目的とした利用は可能である。対象者には, 自己の情報の内容に変更があった場合に申告義務があり, 違反した場合は処罰の対象となる。

## ウ 移動電視監視措置

移動電子監視措置は, 最も新しい対策(2005年12月12日の法律により承認)であり, 刑罰適用判事が, 一定の性犯罪により有罪となった者に対し, 同措置を科すことが出所後の再犯防止に不可欠と認めた場合等に科すことができる。期間は原則2年間であるが, 重罪につき2年間の更新を2回, 軽罪につき同1回が可能である。同措置は, 2008年5月の施行に向けて, 仮釈放者4名を対象に現在試行段階にあるところ, 対象者の時系列的な移動が常時把握可能なこと及び経費的にも刑事施設拘禁費用(一人当たり一日約60ユーロ)の半額で済むことなどから, その効果が期待されている。

## 2 ドイツ

### (1) 性犯罪の概要

刑法は, 暴行, 脅迫等により他人に性的行為を行うことを強要した者を処罰する「性的強要の罪」を設けた上, その加重類型として, 性交又はその類似行為を強要した場合(強姦), 複数犯による場合, 危険な行為態様をもって行った場合等についての規定を設けており, さらに, 被害者を死亡させた場合の規定を設けている。性的強要を基本的な罪とし, その加重類型の構成要件を細分化して規定していること, 強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

また, 被害者が14歳未満の者である場合, 児童(Kind)に性的行為を行った者等を処罰する「児童に対する性的虐待の罪」を設けた上, その加重類型を設けている。

### (2) 性犯罪の動向

性的強要の罪, 性的強要の罪の加重類型については, いずれも2001年から増加傾向にあり, 2004年には1996年からの10年間で最多を記録した。2005年には減少に転じているが, 依然として6千件台, 8千件台と高い水準にある。また, 2005年における児童に対する性的虐待及びその加重類型については, 2000年から2002年までは増加傾向にあったが, その後は横ばい又は減少傾向にある。

性的強要の加重類型の検挙率は, 2005年までの10年間, 70%台から80%台の高い水準で推移している。

### (3) 性犯罪対策

#### ア 処罰範囲の拡大及び法定刑の引上げ

性的強要の罪及び児童に対する性的虐待の罪について、1990年代の半ばから度重なる改正がなされ、処罰範囲の拡大や法定刑の引上げが行われた。具体例としては、これらの罪の加重類型規定の新設（これによる児童に対する性的虐待の罪の一部重罪化）、強姦概念の拡大及び婚姻外規定の撤廃等がある。

#### イ 捜査手法の整備（DNA鑑定等）

刑事訴訟法は、重大な犯罪又は性的自己決定を害する犯罪の嫌疑がかけられている被疑者又は被告人について、将来重大な犯罪による刑事手続が行われる可能性があると認められる場合には、裁判所の命令等により、この者から体細胞を採取してDNA鑑定を行い、そのデータを連邦警察局において保管・使用することができる旨定めている。

DNAの採取・鑑定の捜査における必要性・有用性が極めて高い一方で、これを実施することによる被疑者・被告人への侵害性が低いことから、実務的には広く認められる傾向にあり、特に、性的強要・強姦のような重大な性犯罪の被疑者・被告人からのDNAの採取・鑑定は、ほとんどの事例で認められているようである。

#### ウ 社会治療施設における処遇

近時、行刑法が改正され、一定の性犯罪を犯して行刑施設に入所した者のうち、特に治療的処遇を行う必要がある者については、社会治療施設に移送して特別な指導を行うこととされている。この改正により、社会治療施設数、社会治療施設の被收容定員及び現員のいずれも、著しい増加傾向にあり、最近10年間で2倍以上になっている。ハンブルクのフルスビュッテル刑務所内にある社会治療施設について紹介すると、被收容者は、入所後3か月間の試行期間を経て、その間に作成された処遇計画に基づいて治療処遇を受ける。治療処遇は、集団処遇の形態で、認知行動療法の理論に基づいた各犯罪ごとに特有のプログラムを用いて行われる。

#### エ 保安監置

保安監置は、自由刑の執行終了後において更に重大な犯罪を行うおそれのある者について、その者から社会を防衛するため、刑の執行終了後も更にその者を拘禁する処分である。1998年、2002年及び2004年に、法改正が行われ、制度が強化された。

保安監置は、個人の自由をその責任とは無関係に侵害する刑事政策最後の緊急措置と位置づけられ、謙抑的に運用されてきた。その姿勢自体は、現在も同様であると考えられるが、前記法改正が行われた1990年代後半から、收容人員は性犯罪者を中心として増加傾向にある。

保安監置に処するには、重大な犯罪行為を行う「習癖（Hang）」が認められることが必要であるところ、実務においては、その有無について鑑定人が鑑定を行う。鑑定は、鑑定人が当該事件記録及び対象者の同種前科関係の書類等を精査するとともに、対象者との面

接をすることによって行われる。裁判所は、鑑定書、鑑定人の公判証言等を総合的に考慮して、保安監置を言い渡すか否かを判断する。

### オ 行状監督

行状監督は、改善及び保安処分的一种であり、自由刑の執行終了後において更に犯罪を行うおそれのある者等について、その犯罪を予防するため、一定の期間、保護観察官及び行状監督所による援助を行う一方で、行状監督所により生活を監督する処分である。行状監督には、犯罪行為の内容及び刑期等から釈放と同時に必然的に課されるものと、将来犯罪行為を行うおそれ及び罪名・刑期を要件に裁判所が裁量で言い渡すことができるものがある。

## 3 英国

### (1) 性犯罪の概要

英国では、従来の性犯罪に関連する法令を整備統合した2003年性犯罪法（Sexual Offences Act 2003）によって、日本の強姦や強制わいせつに当たる犯罪等の性犯罪の構成要件、法定刑等が規定されている。最高刑は、終身拘禁である。

### (2) 性犯罪の動向

英国における最近10年間（1995年以降）の性犯罪の認知件数の推移を見ると、女性に対する強姦及び性的暴行が増加傾向を示しており、2004年ではそれぞれ1万2,903件、2万4,638件であった。一方、男性に対する強姦及び性的暴行は横ばいで、同年ではそれぞれ1,139件、3,551件であった。

認知件数の動向の背景には、1998年及び2002年に犯罪の認知に関する統計計上方法が変更されたことや2003年性犯罪法により犯罪行為の要件が整理されたことも関連があると思われるが、一般市民全体を対象としたサンプリング調査の手法によって実証的に把握しようとする英国犯罪被害調査（British Crime Survey）においても、2004年度調査は、2001年調査に比して、男女とも性犯罪の被害率が高くなっている。

検挙率は、女性に対する強姦及び性的暴行、男性に対する強姦及び性的暴行のいずれの犯罪行為においても、低下傾向にある。

### (3) 性犯罪対策

英国では、性犯罪対策として、刑事司法において幅広い取組がなされているが、以下では、広範に及ぶ対策を、性犯罪者に対する①監視・監督の強化、②関係機関の連携の強化、③処遇の充実という側面から概観する。

#### ア 監視・監督の強化

性犯罪者に対する新たな処罰規定として、重大な性犯罪再犯者に対する自動的無期刑（Mandatory life sentence for second serious offence）、危険な性犯罪者に対する終身刑又は公衆保護のための拘禁刑（Life sentence or imprisonment for public protection for

serious offences), 暴力犯罪又は性犯罪に対する拡張刑 (Extended sentence for certain violent or sexual offences) が新設された。

また、英国では、1997年以降、性犯罪者の情報登録制度が導入されており、氏名、生年月日、国民保険番号、住所等の情報を警察が把握している。登録情報は原則として非公開である。

さらに、性犯罪者に対する届出命令、性犯罪予防命令、外国旅行禁止命令、性的危害禁止命令といった裁判所の各種命令も導入されている。

#### イ 関係機関の連携の強化

危険な犯罪者から公衆を保護するために関係機関が連携する必要性が認識される中で、2000年刑事司法及び裁判所業務法によって、イングランド及びウェールズの全42地域において、多機関連携公衆保護協議会 (Multi-Agency Public Protection Arrangements: MAPPA) の設置が義務付けられた。MAPPAは、警察、保護観察所及び刑務所が中心となつて、教育、福祉関係機関等が一定の犯罪者情報の交換や定期的な会合の開催によって、一定の犯罪者のリスク管理を行なうものである。

#### ウ 処遇の充実

性犯罪者に対しては、施設内及び社会内において、リスクアセスメントに基づいて、処遇プログラムが実施されている。

施設内における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme : SOTP) は、26施設において実施されている。

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、全国42の保護観察所のすべてにおいて実施されている。

## 4 米国

### (1) 性犯罪の概要

米国は連邦制を取っており、性犯罪は原則として各州の刑法、手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法により規制されることから、性犯罪の定義、それに対する刑罰の内容等は州ごとに異なる。連邦法は、州をまたぐ性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

### (2) 性犯罪の動向

州によって性犯罪の定義等が異なる上、被害届出のされにくい暗数の多い犯罪類型であることから、その実態を把握することは容易ではないが、様々な調査研究によってデータが提供されている。それらによると、被害者の大多数は女性であり、加害者の大多数は被害者と面識があり、その関係が親密であるほど被害届出率が低くなる傾向が見られた。州裁判所で有罪となった重罪事件に占める暴力的性犯罪事件の割合はわずかである (2002年で3.4%)。性犯罪による逮捕者100人当たり、裁判によって有罪になるのは47人、このうち実刑になるのが41人という試算がある (2002年)。なお司法取引により、起訴罪名が性

犯罪であっても有罪認定される罪名が性犯罪以外である場合も少なくない。

### (3) 性犯罪対策

#### ア 性犯罪者の登録・公表制度

全米50州で登録公表制度が実施されているが、その内容は州により異なる。連邦法では各州が整備すべき最低基準が示されており、1994年ジェイコブ・ウェタリング対子ども犯罪及び暴力的性犯罪者登録法から始まり、1996年連邦メーガン法、2006年アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法といった一連の連邦法によって、登録公表制度の整備及び強化が図られている。そのため各州の登録公表制度の運営に携わる法執行機関では、予算・人手の不足から、民間ボランティアにその作業の一部を行わせているところも多い。

#### イ 性犯罪に対する刑の加重

性犯罪、とりわけ子どもを被害者とする犯罪に対する法定刑は、各州及び連邦レベルで引上げが行われている。強姦、性的虐待、子どもに対する性行為といった悪質な性犯罪を繰り返す者に対しては、いわゆる三振法によって長期間の拘禁を可能とする州もある。三振法の有効性については、犯罪抑止効果の有無、社会全体のコスト削減効果等について様々な議論があり、マイナス面としては、争う事件が増えるため陪審裁判コストが増加する、刑務所等の過剰収容・高齢化による運営費の増大等が指摘されている。

#### ウ 電子監視

電子監視は、従来から州及び連邦レベルにおいて、判決前被告人の釈放条件、刑務所拘禁の代替、仮釈放・保護観察の条件等として、積極的に導入されてきた。性犯罪者に対しては、これまでに、GPSを利用した電子監視が少なくとも34州において社会内処遇の手段として導入されている。しかし、GPSには、技術的には、電波の届かない地域が存在すること、コストの面では、多額の費用がかかるといった克服すべき課題も少なくない。

#### エ 民事的収容

民事的収容とは、精神疾患等により性犯罪に及ぶ危険があると認められる者を、受刑後も治療施設等に収容する手続をいい、1990年にワシントン州が導入したのが始まりである。その後民事的収容は、2005年7月現在少なくとも16州において導入されている。なお、2006年アダム・ウォルシュ子供の保護及び安全法は、民事的収容について定めた初めての連邦法であり、これにより、連邦法が適用される法域においても、民事的収容が実施されることとなった。



# 諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究 －フランス，ドイツ，英国，米国－

総括研究官	山田利行
研究官補	岸井篤史
研究官補	櫻田香
研究官補	姫田卓朗
研究官補	明石史子
福岡高等検察庁検事（前研究官）	太田玲子
大阪刑務所国際対策室長（前研究官）	渡邊真也
関東地方更生保護委員会統括審査官（前研究官）	大場玲子
部外協力者	慶應義塾大学法科大学院教授 井田良

## 目 次

1	フランス .....	5	
			渡 邊 真 也 岸 井 篤 史
2	ドイツ .....	55	
			井 田 良 山 田 利 行 櫻 田 香
3	英 国 .....	101	
			大 場 玲 子 明 石 史 子
4	米 国 .....	155	
			太 田 玲 子 姫 田 卓 朗